

令和5年度高知県総合型地域スポーツクラブ連携事業

補助対象経費について

費目	支出基準	証拠書類の整備
諸謝金	外部実技指導者、外部協力員等の謝金（当日のみ） 【上限】 県内指導者：5千円 県内大学教授等・ドクター：1万円 県外指導者：1万円	個人領収書で、 <u>住所・氏名</u> を自筆すること。
旅費交通費	外部実技指導者や外部協力員等に係る旅費交通費	企業の発行する領収書。 個人へ旅費を支給する場合は、その者から領収をもらうこと。（ <u>住所・氏名</u> は自筆）
消耗品費	競技用消耗品等	購入先の発行する購入物品・購入数・単価が記載された領収書
通信運搬費	切手代等	利用購入先の発行する枚数、単価が記載された領収書

※ 上記の費目であっても内容が適切ではないと判断される支出については、対象外となる可能性がある。